

罹災（りさい）証明の申請手続き

（令和2年7月10日現在）

罹災証明書は、町の職員が被害認定調査を行い、被害の程度を判定し、証明するものです。

罹災証明書は、災害救助法や被災者生活再建支援法による公的支援、税の減免、保険金等の手続きなどを受けるために必要となる場合があります。

<手続き>

- ① 罹災証明書の申請・一次調査受付（7月10日～7月31日）
 - ・罹災証明申請書（役場和室窓口及びHPに掲載）
 - ・被害状況の写真（建物の全景4方向、浸水の高さが分かるもの、被害箇所など）
- ② 調査員による現地調査（7月14日～）
- ③ 被害程度の認定
- ④ 罹災証明書の発行（調査終了後、随時発行します）
- ⑤ 各種被災者支援制度などへの利用（罹災証明書が必要となります）

<受付時間>

午前9時00分から午後5時00分まで ※当面の間、土日祝日も開設します。

<受付場所>

津奈木町役場1階和室

<新型コロナウイルス感染症対策>

- ① 罹災証明書の申請時
マスクの着用と入口に設置してある消毒液で、手指の消毒をお願いします。
- ② 受付窓口での対策
受付窓口の間仕切りボード、入口に消毒液の設置、待機者用のイスは間隔を広く空けております。職員はマスクを着用し、対応しております。

<注意事項>

被害認定の現地調査は、日程調整のうえ、出来る限り立会をお願いします。

調査後、被害程度の認定が完了し、罹災証明書の発行の準備が整いましたら、通知を郵送します。